

受給者証取得の流れ (豊島区の場合)

1 エントランス見学

見学時に、ご利用日数を相談します。

2 豊島区中央保健福祉センターへ問い合わせ

中央保健福祉センター／知的障がい者支援係
にご連絡いただき、エントランスを利用希望と
お伝え下さい。(電話番号 03-3981-1853)

3 区の担当の方が訪問

区の担当の方が利用者様のお宅に伺い、お子様の
様子などに関する面談を行います。その際に、見
学時に決定したご利用希望日数もお伝え下さい。

4 受給者証申請完了 → 発行

受給者証がお手元に届くまで、申請完了から概ね
2週間から1ヶ月程度かかります。

事業所ご案内

■放課後等デイサービス事業

対象：就学児童・生徒（小学生～高校生）で
自治体が発行する「通所受給者証」を
お持ちの方

利用定員：10人/日

運営法人：株式会社 フューチャージニアス

事業所名：放課後等デイサービス事業所
エントランス池袋教室

東京都指定事業者番号：1351600075

所長：市村 未夏

所在地：東京都豊島区要町 2-9-12

要町ホワイトビル2階E号

(池袋西口バスターミナルより

「日大病院」行き「要町2丁目」下車)

TEL：03-5964-5083 FAX：03-5964-5084

e-mail：info@dlfg-tokyo.org

HP：http://dlfg.org/entrance-tokyo.html

発達障がいを持つ
もしくはその心配のある
お子様のための

放課後 学習支援の ご案内

対象：小学生～高校卒業まで
(送迎サービスあり)

グループ校



伊丹教室 第1教室
兵庫県伊丹市西台 1-6-13
伊丹コアビル 403号
児童発達支援事業
指定事業者番号：2853301055
放課後等デイサービス事業
指定事業者番号：2853301055

伊丹教室 第2教室
兵庫県伊丹市中央 5丁目 1-15
ル・ジェ伊丹 3F
放課後等デイサービス事業
指定事業者番号：2853301089



児童福祉法に基づく
「放課後等デイサービス」



東京都豊島区要町 2-9-12 要町ホワイトビル2階E号
TEL：03-5964-5083 FAX：03-5964-5084
e-mail：info@dlfg-tokyo.org
HP：http://dlfg.org/entrance-tokyo.html



「これまで習い事や塾に通わせる事が出来なかった」

「放課後や長期休暇中の、子供達の居場所が無かった」

子供の療育に40年近く力を入れる兵庫県を基盤とする放課後等デイサービス「エントランス」池袋教室では、発達障がいと診断された（もしくはその心配のある）お子様の苦手教科の補習のみだけでなく、一人一人の特性に合わせ、「優れた特性を伸ばす」をモットーに、お子様達の支援をしています。

また実質的なコミュニケーションの指導等、就職や就学に向けての実践的なプログラムも多々組んでいます。

是非一度お気軽にご相談ください。

<プログラム>

- 学習支援（小学生～高校生）
基本5教科（英国数理社）
- 専門授業
英会話、コンピューター、美術等、音楽等専門の技術を持ったスタッフが指導します。
- ソーシャルスキルトレーニング（レベル別）
SSTカード及び絵カードでのトレーニング、進学および就業に向けての面接リハーサル、等
- 進路相談
就学及び就業に関する相談

その他にも、お子様の特性に合わせた個別のプログラムを組んでいます。

<サービス提供時間>

- 月～金
学校終了後～20:00
- 土（及び長期休暇）
10:00～17:00
- 日（不定期）
課外授業、遠足等

<送迎>

ご自宅・学校・バス停等、ご都合に合わせて送迎致します。（時間等については要相談）

<ご利用までの流れ>

1. 施設見学

- お電話、FAX、メールにてお問い合わせください。
- 見学日時を決める
- 施設のプログラムの説明を受ける（お子様と一緒にご来所ください）
- 体験療育を経験する。

2. 受給者証のお手続き

- 事業所ご利用にはお住まいの各自治体の発行する受給者証が必要です（全国どの地域でも使用可能です）。
- 受給者証取得については、お住まいの各自治体にお問い合わせ下さい。

■例として豊島区での流れが背面に記載してあります。

3. ご利用開始

- 受給者証がお手元に届きましたらご利用開始出来ます。

<ご利用料金について>

児童福祉法に基づき、利用者はその1割をご負担して頂くこととなります。世帯所得などにより自己負担額は一律ではありませんが、エントランスでは1ヶ月のご利用につき1000円前後がご負担となります。（ただし、月に何度ご利用されても設定された上限金額を超えることはございません）。

他に教材費として別途請求させていただきます。